

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!



ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。
市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!
無許可の回収業者にはこのような例があります。

詳しくはこちら→
環境省特設ページ



空き地で回収



街中を巡回



チラシを配布
インターネットで広告



遺品整理業者による
違法なごみの
引取り・処理



このようなチラシの宣伝文句にだまされてはいけません。

- ◆ ご家庭の廃棄物を回収するには、市の「一般廃棄物収集運搬業許可」や委託が必要です(遺品整理において発生した廃棄物も同様です)。産業廃棄物収集運搬業の許可や古物商の許可では回収できません。
- ◆ 無料と言いながら高額な処理料金を請求された事例もあります。



福津市一般廃棄物収集運搬業許可業者

- (有)西村産業 ☎42・2314
- (株)林田産業 ☎42・0444
- (有)津屋崎清掃社 ☎52・1737

上記以外は無許可業者です。
廃家電製品などを引き渡さないでください。